

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第22号

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第24条を次のように改める。

(職員)

- 第24条 高等学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。
- 2 高等学校には、副校長、主幹教諭及び指導教諭を置くことができる。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、副校長を置くときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、それぞれ置かないことができる。
 - 4 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
 - 5 主幹教諭は、校長(副校長を置く高等学校にあっては、校長及び副校長。次項において同じ。)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
 - 6 前項の規定にかかわらず、高等学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことがで

きる。

7 指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

8 第1項及び第2項に定めるもののほか、高等学校には、准校長、事務長、実習助手、講師、事務員、管理用務員その他必要な職員を置くことができる。

9 准校長は、校長を助け、校長が特に命じる事務を掌理する。

10 高等学校には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

11 この条及び法令に定めるもののほか、この条に規定する職員の職に関し必要な事項は、別に定める。

第26条第1項ただし書中「ただし」の右に「、第5項前段に定める場合のほか」を加え、同条第4項前段中「の教諭」を「の指導教諭又は教諭」に、「教諭」を「、指導教諭、教諭」に改め、同項後段中「教育長が必要と認める」を「別に定める」に改め、同項の次に次の2項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず、校長は、主幹教諭に対して、第3項に規定する主任等の職務を命じることができる。この場合において、教育委員会に報告しなければならない。

6 前項前段の場合において、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事その他別に定める主任等の職務を命じるに当たっては、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

第29条第3項中「の教諭」を「の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭」に改める。

第34条中「准校長」の右に「，副校長」を加える。

別表第1備考3中「教科の」を「教科に」に改める。

附 則

この規則は，平成21年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)